

議題 9

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	文部科学省
	☒ 県	担当部局課室	教育委員会義務教育課
	☐ その他	名 称	
件名	公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について		
提案市	須坂市		
提案要旨	現行の学級編制基準では通常の学級が35人以下で算定されているが、特別支援学級在籍者と合わせて35人を超えてしまう場合に、児童生徒へのきめ細かな支援のため、国においては加配措置が可能となる定数改善を行うことを要望する。また、県においては国の定数改善に関わらず、新たな加配制度を整備することを要望する。		
提案理由	通常の学級の学級編制では、特別支援学級に在籍する児童生徒は別枠として、人数にカウントされていない。 そのため交流及び共同学習をする際、特別支援学級担任は自らの学級の児童生徒の指導があり同行できないため、1学級35人を超えた人数で通常の学級での授業を担当一人で行うことになる。 障がいのある子どもと障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶとともに、一人一人の教育的ニーズへの的確な指導ができるよう多様で柔軟な仕組みにすることが必要である。 そこで、学年児童生徒数が35人学級数以上である場合、加配教員が入ることにより指導支援の幅が広がり多様で柔軟な対応が可能になると考える。		
現状及び課題等	通常35人の学級に38の机がある。朝や放課後の学級活動や給食、特別支援学級在籍の児童が教科や授業の中で一緒に学習するためである。 体育ではルールにのっとって進めることが苦手な児童がおり、時折癇癪を起して友だをたたくことや学習の場から飛び出すことがある。担任は、児童の間に入り落ち着ける場所に移動して話を聞く体制をつくることや、学級の子どもたちに指示して飛び出した児童を追いかけることもある。相互理解を深めていくための大切な場面ではあるが、そうなったとき、残された学級の子どもたちの安全性や学びの保証がなされているといえるのか、集団に適応するのが難しい子を見守りながらの指導や支援が充分にできているとは言えない。 安全性や学びの保障のためには複数の目が必要である。一人で担う担任の中には、子どもたちに十分な指導や支援ができないことで、心を痛めてしまうケースもある。		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の基準に関する法律（平成29年改正）第15条		